

契約単価の変更に関する特約条項（標準）

（特約の目的）

第1条 この特約は、契約書第5条1項に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者（甲）及び受注者（乙）において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

（契約単価改定基準）

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

財務省貿易統計（C I F）に基づき、石油連盟が公表している「財務省貿易統計（C I F）旬間速報（原油・粗油）」月分単価（10換算小数点第3位まで）とする。（以下、「基準指標」という）

2 価格調査及び実施者

開札以降毎月1回、基準指標の公表時に、甲が実施する。

3 改定単価

毎月1回、現単価（10換算少数点第3位まで）基準指標と調査日の基準指標との差が1円以上あった場合に、その差（小数点第3位の値を切り捨てた額）を現単価に増減させたものを改定単価とする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の翌月の1日以降納入分から適用する。

5 契約単価の調整

契約日における基準指標と入札時の基準指標との差については、契約単価に増減させたものを改定単価とし、履行開始日から適用する。

（契約単価改定の方法等）

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算定した場合、乙に通知する。

乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、通知の日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲、乙にて協議とする。

（急激な物価変動時等の対応）

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は前3条の定めにかかわらず、契約書第5条2項による契約単価を変更することが出来る。

以上